

おおた 6月18日号 区報

令和2(2020)年



東京都知事選挙
東京都議会議員補欠選挙

発行：大田区 編集：選挙管理委員会事務局
〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

☎ 5744-1464 ☎ 5744-1540

🌐 <https://www.city.ota.tokyo.jp/>

📱 <https://www.city.ota.tokyo.jp/mobile/>

🐦 https://twitter.com/city_ota

東京都知事選挙

東京都議会議員補欠選挙



投票日時 **7月5日** 午前7時～午後8時

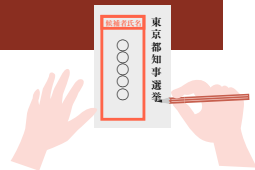
投票できる方 原則、次の2つの要件を満たす方が投票できます。

- ①平成14年7月6日以前に生まれた方
- ②大田区の選挙人名簿に登録されていること(大田区に住居登録の届出をした日から令和2年6月25日までに、引き続き3か月以上区内に住居を有している日本国民であること。)

住所を異動した方、これから異動する方の投票

転居	大田区内で住所を異動した方	投票所
	6月5日以前に転居届を出した方	新住所地
	6月6日以降に転居届を出した方	前住所地

転入	都内から大田区に転入した方	投票できる自治体
	3月25日以前に転入届を出した方	大田区
	3月26日以降に転入届を出した方	前の区市町村※1



転出	大田区から都内に転出した方	大田区での投票の可否
	3月4日以前に転出した方	大田区では投票できません※2
	3月5日以降に転出した方	大田区で投票できます※1
	大田区から都外へ転出した方	投票できません

※1 投票したい自治体の選挙人名簿に登録されていることが必要です。当日投票・期日前投票には新住所地で発行する「住民票の写し」(選挙用は申請手数料無料)か新住所記載の免許証またはマイナンバーカードがあるとスムーズに投票ができます。

※2 ただし、2月19日～3月4日に転出した方は、期日前投票のみできる場合があります。詳細は問合先にお問い合わせください。

投票の順序と投票方法

投票所では、次の順序で投票を行います。

1 名簿対照

本人であることを確認するため、選挙人名簿との照合を受けます。

2 用紙交付

(東京都知事選挙)

「白色」の投票用紙を受け取ります。

3 投票記載台

1人の候補者氏名を記載して、投票箱に入れます。

4 用紙交付

(東京都議会議員補欠選挙)

「薄いオレンジ色」の投票用紙を受け取ります。

5 投票記載台

1人の候補者氏名を記載して、投票箱に入れます。

投票所入場整理券は世帯ごとに封書で郵送します

投票所入場整理券は、世帯全員分を1つの封筒に入れ、6月19日頃に届くように郵送します。ただし、3月18～25日に大田区に転入届を出された方は、6月26日頃に届くように郵送します。郵便が届いたら、開封して住所、氏名、投票所を確認のうえ、投票の際はご自分の投票所入場整理券をお持ちください。

投票所入場整理券が投票日まで届かなかった場合でも、大田区の選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所での旨を係員にお伝えください。選挙人名簿への登録の有無は、問合先へお問い合わせください。

投票所では

投票所では静かな環境を保つためにご協力をお願いします。投票所内の混雑を避け、投票の秘密や自由公正の保持のために必要と判断した場合は、入場を制限することがあります。

投票所内には、選挙人とその同伴する子ども(18歳未満)、投票事務従事者、投票所を監視する職権を有する者、警察官でなければ入ることができません。ただし選挙人を介護する方など、選挙人と共に投票所に入ることについてやむをえない事情があるときは、入場が認められる場合があります。なお、混雑時などは、ペットを連れての入場はお断りする場合がありますのでご了承ください。

誰もが投票しやすい環境を用意しています

段差がある投票所にはスロープを設置しています。また、全ての投票所に車椅子用投票記載台を設置しています。そのほか、車椅子・点字器・老眼鏡・ルーペ・文鎮・投票用紙すべり止めシート・筆談ボードなどもご用意しています。詳細は投票所の係員にお尋ねください。